



中部れいんず

第31号



国土交通大臣指定
社団法人
中部圏不動産流通機構
http://www.chubu-reins.or.jp

発行所 ● 〒451-0031 名古屋市西区城西五丁目1-14(愛知県不動産会館) TEL(052)521-8589 FAX(052)522-6134
(社)中部圏不動産流通機構 編集人●伊藤明(研修・広報委員長)

中部レインズに便利な地理情報システム(GIS)が加わりました。

REINS MAP 中部レインズ GISサービス

サービスの開始について

試験運用期間 平成17年1月5日～1月30日
本稼動 平成17年2月1日～
※毎月末日はレインズシステムを休止しております。

地理情報システム・GISとは・・・？

Geographic Information Systemの略称
文字や数字、画像などを地図と結びつけてコンピュータ上に再現し、位置や場所からさまざまな情報を統合したり分析したり、分かりやすく地図表現したりすることができる仕組みです。

GISサービスメニュー画面



平成16年度 第4回理事会

平成16年12月3日 石川県「加賀屋」にて第4回理事会が開催されました。議事については以下の通りです。

- 議事**
- 第1号議案 普通会员間取引規程細則の改正に関する件
 - 第2号議案 処分規程の改正に関する件
 - 第3号議案 処分規程細則の改正に関する件
 - 第4号議案 寄付金の会計処理に関する件
 - 第5号議案 流通システムの全国統合に関する件

議案についてはすべて承認可決しました。



(社)中部圏不動産流通機構 活動実績表

平成16年7月～12月

7月	20日	第3回総務・財政正副委員長会 第3回総務・財政委員会	10月	1日	情報化促進貢献者等の表彰	
	23日	流通機構事務局会議		12日	第5回総務・財政正副委員長会 第4回総務・財政委員会	
	26日	第2回正副会長・委員長合同会議		21日	平成16年度中間監査会	
8月	6日	第3回理事会、臨時総会	28日	第3回正副会長・委員長合同会議 第2回団体会員代表者会		
	9日	第1回マルチメディア等検討ワーキング	11月	5日	第2回企画・システム委員会	
	18日	第1回企画・システム委員会		12月	2日	第3回企画・システム委員会
	26日	第1回研修・広報委員会			3日	第4回理事会
	27日	流通機構事務局会議	17日	第2回倫理・紛争処理委員会		
9月	3日	第1回倫理・紛争処理委員会	22日	第2回研修・広報委員会		
	6日	第2回マルチメディア等検討ワーキング				
	18日	利用事業者審査会				
	27日	第4回総務・財政正副委員長会				

1 REINS MAP 中部レイズ GISサービスとは…

中部レイズシステムで管理されている物件情報に地図情報を付加して、物件の位置や周辺施設情報が閲覧できるサービスです。IP型会員の方ならどなたでもご利用頂けます。

2 REINS MAP 中部レイズ GISサービスの内容

- ・レイズで登録されている物件の位置を地図上で確認できます。
- ・学校、病院、スーパー、コンビニなど周辺施設の検索ができます。
- ・写真、間取図、図面をごらん頂けます。
- ・間取図を簡単に作成できる間取図作成ソフトをご利用頂けます。

(GISサービスからダウンロードして自由に使うことができます。※間取図作成ソフトは2月1日から稼動となります。)

3 REINS MAP 中部レイズ GISサービスの利用方法について

利用方法については、IP型メニューの会員利用サポートからマニュアルがダウンロードできます。詳しくはそちらをご参照下さい。

ここではREINS MAP 中部レイズ GISサービスメニューから物件の検索・閲覧、自社物件の設定と間取図作成ソフトのご利用について、少しご紹介します。

物件の検索・閲覧

- ① GISサービスメニュー画面の「物件の検索」をクリックします。
- ② 物件検索画面から条件を指定して「検索開始」ボタンを押します。
- ③ 物件検索画面が表示されます。
- ④ 地図の拡大・縮小は、地図表示エリア下の距離をクリックします。
- ⑤ 地図の移動は地図表示エリア左下の移動ボタンをクリックします。
- ⑥ 検索した物件の位置を確認したい場合は、一覧左の番号アイコンをクリックします。
- ⑦ 検索した物件の間取図や写真、図面を表示します。
- ⑧ 周辺施設を検索します。



物件が成約したら、速やかに成約報告をして下さい。

⑦ 検索した物件の間取図や写真、図面を表示します。



⑧ 周辺施設を検索します。



自社物件の設定

- ① GISサービスメニュー画面の「自社物件の設定」をクリックします。
- ② 物件検索から条件を指定して「検索開始」ボタンを押します。
- ③ 自社物件の検索結果画面が表示されます。
- ④ 地図欄をクリックして物件の位置情報を設定します。
- ⑤ 「写真」欄をクリックして写真を登録します。
- ⑥ 「間取」欄をクリックして間取図を登録します。
- ⑦ 「図面」欄をクリックして図面を登録します。

③ 自社物件の検索結果画面が表示されます。



④ 地図欄をクリックして物件の位置情報を設定します。



間取図作成ソフト

REINS MAP 中部レイズ GISサービスのサイトから間取図作成ソフトをダウンロードし、自社のパソコンにインストールして利用します。

(※2月1日より稼動します)

① スタートアップ画面で操作を選択します。



② 間取図作成は一つの画面でほとんどの操作を行うことができます。



※ 画面については開発中のものですので、実際と異なる場合があります。

『個人情報保護に関する法律』が 平成17年4月1日から全面施行されます

個人情報保護法とは

- (1) 個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的としています。
- (2) この法律は、官民を通じた基本法の部分と、民間の事業者に対する個人情報の取扱いのルールから構成されています。
- (3) ①この法律は、民間の事業者(※個人情報取扱事業者)の個人情報の取扱いに関して共通する必要最小限のルールを定めています。
②この法律の仕組みは、事業者が、事業等の分野の実情に応じ、自律的に取り組むことを重視しています。

個人情報とは・・・

生存する個人に関する情報で、これに含まれる氏名、生年月日その他の記述等により、特定の個人を識別することができるものをいいます。氏名、性別、生年月日等がその典型例ですが、個人の身体、財産、社会的地位、身分等の属性に関する情報であっても、身体と一体となって特定の個人を識別できるのであれば「個人情報」に当たります。またそれだけでは特定の個人を識別できなくても、他の情報と容易に照合することができ、それにより識別が可能となる場合も個人情報に当たります。

個人情報取扱事業者の義務の概要

個人情報取扱事業者は次のようなルールを守らなくてはなりません。

- (1) 個人情報を取り扱うに当たって、利用目的をできる限り特定しなければなりません。
- (2) 特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはなりません。
- (3) 偽りその他不正な手段によって個人情報を取得してはなりません。
- (4) 個人情報を取得した時は、本人に速やかに利用目的を通知又は公表しなければなりません。また、本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ本人に利用目的を明示しなければなりません。
- (5) 利用目的の達成に必要な範囲で、個人データを正確かつ最新の内容に保つ必要があります。
- (6) 顧客情報の漏えいなどを防止するため、個人情報を安全に管理し、従業者や委託先に対し必要かつ適切な監督を行わなければなりません。
- (7) あらかじめ本人の同意を得ないで、他の事業者など第三者に個人データを提供してはなりません。
- (8) 本人の求めに応じて第三者提供を停止することとしており、一定の事項をあらかじめ通知等している時は、本人の同意を得ずに第三者提供することが可能です。(オプトアウトの仕組み)
- (9) 委託の場合、合併等の場合、一定事項の通知等を行い特定の者と共同利用する場合は第三者提供とはみなしません。
- (10) 事業者が保有する個人データに関して、本人から求めがあった場合は、その開示、訂正、利用停止等を行わなければなりません。
- (11) 個人情報の取扱いに関して苦情が寄せられたときは適切かつ迅速に処理しなければなりません。

※個人情報取扱事業者とは・・・

個人情報をコンピュータなどを用いて検索することができる体系的に構成した個人情報データベース等を事業活動に利用している事業者のことです。また、個人情報データベース等を構成する個人情報のことを「個人データ」といいます。個人情報データベース等にはコンピュータ処理情報のほか、紙に書いてある情報であっても、個人情報を五十音順、生年月日順、勤務部署順など一定の方式によって整理し、目次・検索等をつけて容易に検索できる状態に置いてあるものも含まれます。また個人データのうち開示等の権限を有し、6ヶ月以上にわたって保有する個人データを「保有個人データ」といいます。

この法律では、5千件を超える個人情報をコンピュータなどを用いて検索することができるよう体系的に構成した「個人情報データベース等」を事業活動に利用している事業者が義務の対象となります。

多量の情報データベース(たとえばレインズ)を事業の用に供していれば、個人情報取扱事業者に該当すると解釈されていますので、会員のみなさんは、個人情報取扱事業者となります。個人情報保護法を十分理解され、安全管理のために必要かつ適切な措置、従業者に対する監督等々についてご留意下さい。

個人情報の保護に関する法律については下記サイト(首相官邸)などをご参照下さい。
<http://www5.cao.go.jp/seikatsu/kojin/houritsu/index.html>

4
物件登録の際は、図面も登録しましょう。